

第 36 回延岡市農業委員会会議録

(令和 5 年 6 月 26 日)

1. 開催日時 令和5年6月26日(月)午前9時30分から
2. 開催場所 市役所本庁舎 2階
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7		8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 207 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 208 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 209 号 非農地証明願いについて

- 報告 第 139 号 農地法第4条の届出について
報告 第 140 号 農地法第5条の届出について
報告 第 141 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 51 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻 里 子
		農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 主事補	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 36 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番 安藤重徳委員と委員番号 11 番 矢野光一委員のお二人をお願いしたいと思います。
山田推進委員	<p>本日の予定ですが、議案第 207 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 209 号 非農地証明願いについてまでの議案 3 件、報告案件 3 件、協議案件 1 件となっております。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>それでは、議案第 207 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番について、農地利用最適化推進委員 山田博敏委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員の山田です。整理番号 1 番について説明致します。所在は天下町、畑 1 筆で 396 ㎡です。譲渡人は天下町在住の方、譲受人は野田在住の方で、譲受人の状況は 6,951 ㎡、労力人は 3 人です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>6 月 24 日、甲斐(壽)会長と私の二人で現地調査を致しました。場所は運動公園の近くで、ほぼ道沿いにあります。譲渡人が高齢のため耕作できないということで、譲受人が購入することになったようです。現況は草などが生えています。一部は茶園になっており、茶の木が植えてあります。手入れはされておりませんが、木自体はいい状態なので、譲受人は今後きちんと管理してまた茶園をやりたいと話しております。耕運機で整地したりして使用するという事です。譲受人には意欲があり、条件的にも何も問題無いと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号 2 番から 8 番について、委員番号 4 番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	<p>委員番号 4 番 牧野です。整理番号 2 番から 8 番についてご説明致します。2 番 3 番は譲受人が同じ若葉町の方なので、まとめて説明致します。</p> <p>2 番は所在が小野町、田 1 筆で 614 ㎡、譲渡人は石田町在住の方、3 番は所在が小野町、田 3 筆で 921 ㎡、譲渡人は石田町在住の方です。</p> <p>6 月 22 日に私と甲斐(秀)推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を致しました。2 番の申請地はそれなりの農地ですが 3 番の申請地は荒れていました。譲受人は 3 番の土地をきれいにしてシートを張って杉の苗を植えたいそうです。今は別の土地を借りて杉の苗を植えています。申請地を購入し投資をして、ここに移したいと話しております。</p> <p>土地を有効活用して頂くということで非常に有難いことで、地域との調和要件は何ら問題無いと思っております。</p>

	<p>次に4番から8番は譲受人が同じ下三輪町在住の方なのでまとめて説明致します。4番は所在が下三輪町、田1筆で 406 m²、譲渡人は愛宕町在住、5番は所在が下三輪町、田1筆で 595 m²、譲渡人は下三輪町在住、6番は所在が下三輪町、田1筆で 201 m²、譲渡人は下三輪町在住、7番は所在が下三輪町、田1筆で 201 m²、譲渡人は下三輪町在住、8番は所在が下三輪町、田4筆で 1,800 m²、譲渡人は下三輪町在住です。</p> <p>6月 22 日に私と甲斐(秀)推進委員と譲受人の3人で現地調査を致しました。これらの申請地は全て既に譲受人が水稻を作付けしており、今回一括で所有権を移転することになりました。譲受人は下三輪町でライスセンターを構えて大々的に水稻を経営されている方で、何ら問題無いと思います。水稻がきれいに植えられており、地域との調和要件も何ら問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長 緒 方 委 員</p>	<p>次に、整理番号9番について、委員番号5番 緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号5番 緒方です。整理番号9番について説明致します。所在は北方町うそ越、田1筆で 398 m²です。譲渡人は北方町曾木在住、譲受人は北方町うそ越在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p>
<p>議 長 大 戸 委 員</p>	<p>6月 24 日、甲斐(詳)推進委員、譲受人、私の3人で現地調査を致しました。既に田植えも済み、きれいに管理されておりました。譲受人は農業に対する意欲も経験も十分であり、地域との調和要件も何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号 10 番および 11 番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号8番 大戸です。整理番号 10 番および 11 番について説明致します。まず 10 番について説明致します。農地の所在は北浦町宮野浦、畑1筆で 81 m²です。譲渡人、譲受人とも北浦町宮野浦在住の方です。理由は贈与です。</p>
	<p>6月23日、譲受人の代理人、松原推進委員、私とで現地調査を致しました。譲受人は申請地で農業をするということでした。畑はちゃんと管理されていました。地域との調和要件も問題ありませんでした。何も問題無いと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に整理番号 11 番について説明致します。所在は北浦町古江、畑1筆で 1,928 m²です。譲渡人は北浦町出身で現在は大阪府在住の方、譲受人は北浦町古江在住の方です。譲受人の経営状況は 11,485 m²、労力人は2人で理由は経営規模拡大です。</p> <p>6月23日に譲受人、松原推進委員、私とで現地調査を致しました。譲受人は地域の担い手として頑張っており、申請地にはブロッコリーを植えたいとのことでした。地域との調和要件も問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長 星 川 委 員</p>	<p>次に、整理番号 12 番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 12 番の星川です。整理番号 12 番について説明致します。農地の所在は北浦</p>

<p>議 長</p>	<p>町三川内、畑1筆で1,038 m²です。譲渡人は宮崎市在住、譲受人は北浦町三川内在住の方です。今回、譲渡人から譲受人に帰郷予定がないから譲渡したいと話があり、申請に至りました。譲受人は水稻とシキミを栽培しており、労力人は3人で理由は農地の有効利用です。</p> <p>6月19日に、私、小野推進委員、譲受人とで現地調査を致しました。申請地はカヤが生い茂っていましたが、道路そばの日当たりのよい土地で、周りは譲受人の畑でシキミが植えてありました。申請地にも植える予定とのこと。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、地域との調和要件も問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p> <p>次に、整理番号13番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願ひ致します。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>委員番号15番 菊池です。整理番号13番について説明致します。農地の所在は北方町曾木、田5筆で計1,983 m²です。譲渡人は古川町在住、譲受人は北方町曾木在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>6月24日、甲斐(正)推進委員、譲受人の立ち会いのもと、現地調査を致しました。譲渡人の配偶者が数年前に亡くなられて以降は、近くの人が申請地を耕作していましたが、この際手放したいと譲受人に話があり、申請に至りました。</p> <p>地域との調和要件は何も問題ありません。譲受人は農業に大変詳しい方で、何も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号14番について、委員番号18番 原田博史委員より説明をお願ひ致します。</p>
<p>原田委員</p>	<p>委員番号18番 原田です。整理番号14番について説明致します。所在は牧町、地目は田、2筆で面積は合わせて1,563 m²です。譲渡人は牧町在住、譲受人は若葉町在住の方です。高齢の譲渡人が息子さんに生前贈与されるということです。息子さんは将来は実家に帰って農業を継ぐそうです。</p> <p>6月22日、譲受人、梅田推進委員、私の3人で現地調査を致しました。星雲高校近くの田で、周りは住宅が建ち並んでおり、申請地の田だけが農地として残っていました。草刈もしてあり、農地として管理されていました。今年は田植えが間に合わなかったようですが、来年から田植えするとのこと。地域との調和要件も全く問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願ひ致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願ひ致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

	何かございませんか。
	はい。矢野光一委員。
矢野(光)委員	委員番号 11 番 矢野です。全体的な話になりますが、ここでは整理番号 11 番を例にお伺いします。議案書にある譲渡人の経営状況の面積は、所有権移転前、移転後のどちらの面積を記載されているのでしょうか。所有権移転する面積が 1,928 m ² で譲渡人の経営状況 1,348 m ² より大きくなっていますので、移転前ではないと思うのですが。
議 長	事務局、お願いします。
事 務 局	はい。整理番号 11 番につきましては移転する面積 1,928 m ² は登記面積で、畑として利用している現況面積が 1,348 m ² でこのような表記になっています。状況の面積欄には現況を記載するようになっており、このような現象が起きています。
矢野(光)委員	つまり移転する面積については登記面積、譲渡人の状況は譲渡前の現況面積を記載するということですね。今後も同様のケースで移転する面積の方が譲渡人の状況より大きいことがあり得るとのことですね。
事 務 局	はい。そうです。
矢野(光)委員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にはありませんか。
	はい。委員番号 18 番 原田委員。
原 田 委 員	委員番号 18 番 原田です。現況というのはどういうことでしょうか。実測するわけでもないと思うのですが。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	現況の面積は固定資産税の課税面積を参考にしています。農地台帳の現況面積は固定資産税の課税台帳と突合して記載しています。
議 長	いいですか。
	はい。原田委員。
原 田 委 員	今の説明でちょっとわかりにくいのですが。
事 務 局	農地台帳には登記面積、現況面積の両方を記載しています。登記面積は法務局の登記簿の面積、現況面積には課税台帳の面積を使っています。
議 長	はい。原田委員。
原 田 委 員	3条の審議なので、登記面積がでてくると思うのですが、現況面積を表示すると登記面積

	と総会で審議した面積が異なるということになりますが、そういうことに何も問題はないのですか。
事務局	整理番号 11 番の例ですと、議案に面積 1,928 m ² とありますので問題はありません。
議長	はい。17 番 片伯部委員。
片伯部委員	委員番号 17 番 片伯部です。現況面積と登記面積が違うと、境界のことで周囲ともめることはないのでしょうか。どちらかに統一しておかなくてよいのでしょうか。
議長	はい。事務局。
事務局	お答えします。問題ないと思います。登記面積はあくまで登記なので、地積調査が終わってなければ確定した面積ではないです。実測すると登記面積とほぼ違うのが現状です。固定資産税台帳に関しては、実際に課税されている面積を現況として認めています。登記面積、現況面積が乖離する田畑はかなりでてくると思います。実際の経営面積に近いのは課税台帳の面積であるということで、その面積を記載しています。以上です。
議長	はい。18 番 原田委員。
原田委員	18 番 原田です。所有権移転を伴うので、農地台帳での面積が正しいのではないかと思うのですが。現況では登記はできないですね。
議長	はい。事務局。
事務局	お答えします。所有権移転における面積は、あくまで登記簿が主になります。事務局で現況面積として把握しているのは耕作されている経営面積ということです。以上です。
議長	よろしいでしょうか。
	はい。委員番号 9 番 高橋委員。
高橋委員	委員番号 9 番 高橋です。現況というのは税金の対象としての現況なので、ここには登記面積を載せるべきではないのでしょうか。
議長	はい。事務局。
事務局	三北等は登記面積と台帳面積が違うところが結構あります。現状に合わせ、課税されている面積を経営面積として把握しているということです。ただし登記面積と現況面積は並記していますので、両方の確認ができます。議案に現況面積が記載されているから、その面積しか登記できないということではありません。登記面積がそのまま移行しますので、問題無いと思います。
議長	はい。19 番 佐藤委員。
佐藤委員	委員番号 19 番 佐藤です。地籍調査をしたら現況面積に変わるということなのでしょうか。

議 長	はい。事務局。
事 務 局	地区ごとの地籍調査終了後に登記面積が修正されます。減る場合が多いのですが、実は増えることもあるのです。面積をできるだけ狭く登記しているケースなどでは増えることとなります。
佐 藤 委 員	わかりました。ありがとうございました。
議 長	色々な意見がでました。登記面積、現況面積の並記で事務局の方は問題ないということで、その方が事務局としては処理しやすいとのことですので、よろしいでしょうか。 他にありませんか。 はい、松原推進委員。
松原推進委員	推進委員の松原です。理由に農地の有効利用というのがありますが、どういう場合が農地の有効利用に当たるのですか。整理番号2番3番は農業をしないということですか。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	お答えします。整理番号2番3番の譲受人は林業事業体で、植栽の事業をメインでされています。先ほど委員さんからのご報告にもあった通り、申請地は雑木だらけで林野化しています。譲受人はこの農地を整地され、伐木伐採されて、農地にポットを並べて杉の苗を植えていくそうです。現状では耕作放棄地になっているところを農地として保全を図っていくということですので、理由の欄に農地の有効利用と記載しております。以上です。
議 長	よろしいでしょうか。 他にありませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第 208 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号3番、松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	委員番号3番 松田です。整理番号1番について説明致します。所在は舞野町、畑1筆で16㎡です。譲渡人、譲受人とも舞野町在住の方です。 6月21日、私、松田(成)推進委員、譲受人、県の担当者、事務局とで現地調査を致しました。申請地は以前家を取り壊したときに既に畑ではなかった土地で、整地されていました。隣に家のある譲受人がここを買って農業倉庫を建てるということでした。地図を見るとわかる

議長	<p>ように、後ろは山で右隣、左隣、向かい側も全て家が建っており、農地として活用できない状態です。倉庫を建てた後も排水等の問題は無いと思いました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
高橋委員	<p>次に、整理番号2番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号9番 高橋です。整理番号2番について説明致します。所在は石田町、畑1筆で304 m²です。譲渡人は宮崎市在住、譲受人は土々呂町の株式会社です。理由は資材置場です。場所は延岡インターから直線で約300m北側にあります。</p>
議長	<p>6月21日、県担当者、事務局から2名、譲受人2名、甲斐(安)推進委員、私の7名で現地調査を致しました。畑の西側には約10年前から空き家になった家屋もあり、譲受人は空き家も購入されたそうです。畑の周囲に樹木が植えられており、境界等は明確で問題ありませんでした。南側には用水路が通っているので、排水等が流れることがないよう伝えておきました。特に問題無いと判断致しましたので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
安藤委員	<p>次に、整理番号3番について、委員番号10番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号10番 安藤です。整理番号3番について説明致します。所在は北川町長井、田1筆で192 m²です。譲渡人は北川町長井在住、譲受人は北町在住で北川町長井に板金業の工場を経営されている方です。</p>
議長	<p>6月21日に譲受人2名、県担当者、事務局2名、黒田(五)推進委員、私の7名で現地調査を致しました。同地区はかさ上げ対象地区になっており、住宅のかさ上げを行ってきたために大型トラックで工場に入ってくる道路が非常に狭くなり、Uターンするところが無くなりました。そこで隣接する田を譲り受けて少しかさ上げして車の回転場にしたいということです。のり面をきれい作ってもらえば特に問題無いと判断致しました。調和要件も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
片伯部委員	<p>次に、整理番号4番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号17番 片伯部です。整理番号4番について説明致します。所在は長浜町、田1筆で616 m²です。譲渡人は出北在住、譲受人は平原町の株式会社です。</p>
議長	<p>6月21日、県担当者、事務局2名、譲受人、横山推進委員、私の6名で現地調査を致しました。譲受人の株式会社は隣接する土地を徐々に購入しており、ここ一帯を整備して通路拡張、資材置場として利用したいということでした。北側には田があり、譲受人の土地のところに農業用排水路がありますので、農地を埋めて道路を造るにあたっては土地改良区とよく協議して北側の田の排水路が詰まるようなことがないようにお願いしておきました。譲受人の方も重々承知していますとのことで、誠意をもって対処してくれると思います。何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内に</p>

	<p>ある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に整地され転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、延岡 IC から 300m以内に存するため第3種農地となり立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、宅地・山林で分断された生産性の低い第2種農地となります。業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号4番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっておりますが、隣接土地との一体的利用(1/3 以下)の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 209 号 非農地証明願いについて提案致します。</p> <p>整理番号1番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>委員番号 15 番 菊池です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北方町曾木、畑1筆で 983 ㎡です。申請人も北方町曾木在住の方です。申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>6月 24 日、私と甲斐(正)推進委員、甲斐(詳)推進委員の3人で現地調査を致しました。事前に申請人に道を尋ねましたが、わからないとのことでした。事務局の方で一度、調査をしていたのでその時の地図を頼りに調査に行きました。目の前に現れたのはロッククライミングでも難しそうなる岩で、どうにか3人で登りました。全くの山林でサルが出てきそうなる所でした。やっと申請地の場所の大体の見当をつけることができました。農地への復活はとても不可能と思われます。帰りはシカかイノシシの道のようなところを頼りに何とか下りることができました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 139 号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、3件の届出があり、畑が6筆の 917 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 140 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、3件の届出があり、田が1筆の 287 m²、畑が3筆の 751 m²、計4筆の 1,038 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 141 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書をご覧ください。今回6件の届出があり、田が 29 筆の 8,553.14 m²、畑が 22 筆の 7,602.91 m²、計 51 筆の 16,156.05 m²となっております。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。</p> <p>次に協議第 51 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>こちらは、中間管理権の設定分についての集積、促進計画となります。</p> <p>議案書の 21 ページから 23 ページになりますが、まず、整理番号1番から2番が南方地区。</p> <p>次に、整理番号3番から 25 番までが個別案件での促進計画となっております。</p> <p>次に、議案書の 24 ページの整理番号1番から 26 ページ 35 番までが耕作者変更の促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、23 ページの表下にあるとおり 10 人の出し手から 25 筆、16,459 m²の農地を個人6人と2法人に配分しますとともに、耕作者変更については 26 ページの表下にあるとおり5人の出し手から 35 筆、20,471 m²の農地を個人8人に分配する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。

<p>事務局 議長</p>	<p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>では、事務局より連絡事項についてお願い致します。</p> <p>(事務局より説明)</p> <p>以上を持ちまして第 36 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p> <p>会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。</p> <p>会長 <u>甲斐壽徳</u></p> <p>10番 <u>安藤重徳</u></p> <p>11番 <u>矢野光一</u></p>
-------------------	---